

東大阪市例規データベースシステム管理業務委託等仕様書

1. 目的

この仕様書は、例規集の維持管理における更なる確実性・正確性の向上や、法令改廃情報等の迅速な把握・提供など、市全体での法制執務に係る業務の効率化を目的として実施する、東大阪市例規データベースシステムの構築、データ更新等に関する業務委託に関する事業者選定に係る必要事項を定めるものである。

2. 事業の概要

例規等に係る立案、審査及び更新機能を有するシステムの構築、更新及び保守、法令情報システム等の例規関連システムの更新及び保守、外部公開用の例規検索システムの構築及び保守に係る業務を委託するもの。

3. 基本仕様

システム管理業務に係る基本仕様は、次のとおりとする。

- (1) システム運用サーバ機の構築
- (2) 例規データベースシステム（随時内容更新可能なもの）の構築・更新
- (3) 法制支援システムの構築
- (4) 外部公開用例規データの作成及び掲載
- (5) システムサポート体制の構築
- (6) 例規データベースシステムに付随する拡張システムの構築

4. 各システムの概要

- (1) システム運用サーバ機の構築
 - ① LGWAN-ASPファシリティサービスに登録されたデータセンターに受託業者側がサーバを設置し、管理する方式によりサービスを提供できる構成であること。なお、LGWAN環境におけるIP認証等により本市関係機関以外のアクセスを制限可能とすること。
 - ② 職員のLGWAN接続が可能なすべてのパーソナルコンピュータ端末で、例規データの検索・閲覧、例規起案・審査を利用できる環境を実現するため、特別なソフトをインストールすることなく、次のソフトウェアで使用可能なシステムとすること。

【動作環境】

- OS: Windows 11 以上
- ブラウザ: Microsoft Edge (Chromium 版)
- ワープロソフト: Microsoft 365 Apps for enterprise

- (2) 例規データベースシステムの構築・更新

次の内容を満たすこと。

- ① 新規構築の場合、データベースの構築は、東大阪市例規集（令和8年4月1日内容現在・現行例規約1200本及び廃止例規約350本）を対象とする。なお、内容現在日については、変更となる可能性がある点留意すること。
- ② 現行のシステムから移行することとなった場合、初期構築の対象となる過去の例規データは、本市から受託者にHTML形式、Word形式又はPDF形式で提供するため、その点について対応できるようにすること。
- ③ データ更新作業について、次の内容を満たすこと。なお、年間の更新件数は約420本を目安とする。
 - ア) 市が改正原稿を送付後、概ね30日以内にデータ更新を完了すること。
 - イ) 少なくとも、年間を通じて定例の更新6回、臨時的な更新2回の更新ができること。
※現行は、定例の更新8回、臨時的な更新4回を実施している。
 - ウ) データ更新時に、市が提供する原議についても例規データベースシステムに登載すること。
- ④ システムの仕様について下記の内容を満たすこと。

◆ 例規検索機能

用語、題名、体系別の目次、五十音、種別、制定・沿革、所管部署から検索できる機能を有すること。令和8年4月1日以降の改正内容について、例規ごとに施行年月日単位で履歴を閲覧できること。また、用語検索し、ヒットした用語は、検索結果画面で一覧表示するとともに、本文全体を表示させることなくすべての箇所を一覧表示上で見せることができること。

◆ 施行時点検索機能

指定した年月日時点で施行されている例規（未施行を含む）を閲覧できる機能を有すること。

◆ 原議検索機能

用語、題名、年月日、種別から原議を検索できる機能を有すること。原議から改正対象の例規を一覧で表示し、例規本文を表示できる機能を有すること。また、用語検索し、ヒットした用語は、検索結果画面で一覧表示することができること。

◆ 本文表示機能

例規等の本文、原議の本文を表示できる機能を有すること。全文検索実行後は、複数の用語でヒットした箇所を色付けで表示できること。例規等の本文は、令和8年4月1日以降の改正内容について、1つ前の施行日時点からの改正箇所を、改正文言単位の見え消し形式で表示できること。条文の括弧書きをその階層に応じて色分け表示できること。

◆ 引用表示機能

例規の引用関係を条項単位で一覧表示できる機能を有すること。

◆ リンク機能

例規・法令の引用箇所について、本文中から該当箇所を表示できる機能を有すること。

◆ 原議リンク機能

例規沿革情報から該当原議にリンクが設定され、原議本文表示できる機能を有すること。

◆ 本文出力機能

例規全文又は選択した条をRTF形式でダウンロード、印刷できる機能を有すること。
令和8年4月1日以降の改正内容については、任意の施行日時点からの改正箇所を、改正文言単位の見え消し形式でダウンロードできること。

◆ 様式出力機能

選択した様式をRTF形式でダウンロード、印刷できる機能を有すること。

◆ 検索結果出力機能

検索条件に合致した例規の一覧をCSV形式でダウンロード、印刷できる機能を有すること。

◆ 新旧対照表出力機能

例規本文を新旧対照表形式にてRTF形式でダウンロードできる機能を有すること。令和8年4月1日以降の改正内容については、任意の施行日時点からの改正箇所を、新旧対照表形式にてRTF形式でダウンロードできること。

◆ ログ管理機能

アクセスログ、アクセスログ集計の管理ができる機能を有すること。

◆ お気に入り登録機能

ユーザーごとに任意例規のお気に入り登録ができる機能を有すること。

(3) 法制支援システムの構築

次の内容を満たすこと。

① 条文編集機能

クライアントに特別なソフトウェア等を必要としない、Webブラウザ上で条文を編集できる機能を有すること。条文編集の際は、頁数の多い例規であっても、頁を切り替えることなく1画面で例規全文が表示されること。

② 改正箇所確認機能

本文見え消し形式で編集箇所を確認できる機能を有すること。

③ 改正文生成機能

条文の編集を行った後、改正文を自動生成する機能を有すること。

④ 新旧対照表生成機能

条文の編集を行った後、新旧対照表を自動生成する機能を有すること。

⑤ 原議生成機能

原議を自動生成する機能を有すること。複数施行日の改正、附則での改正、等改正、多段改正形式の原議生成に対応していること。

⑥ 条文点検機能

条文構造、日本語表記、形式事項、引用関係について点検できる機能を有すること。また、条項号単位で法令用語の点検ができる機能を有すること。

⑦ 原議点検機能

原議構造、日本語表記、形式事項について点検できる機能を有すること。

⑧ データ取込み機能

システム外で作成した新規制定及び一部改正の例規データをシステムに取込み、システム上で編集、法制執務の観点から点検できる機能を有すること。一部改正については、とけ込ませ後の条文を見え消し形式及び新旧対照表形式で確認できること。

⑨ ユーザーメモ登録機能

ユーザーメモとして、例規等単位に管理情報を登録・更新することができる機能を有すること。

⑩ 全国例規集検索機能

インターネット上に公開されている全国自治体の例規について検索・閲覧ができる機能を有すること。

(4) 外部公開用例規データの作成及び掲載

例規データベースシステムの更新完了の都度、体系及び五十音から例規を検索できる機能を有したインターネット公開用のHTMLデータを作成し、外部公開用例規システムにより提供すること。また、当該HTMLデータを格納したCD-ROM等を納品すること。

(5) システムサポート体制の構築

① システム保守及び運用について

ア) システム導入後においては、常に当該システムが正常な状態で動作する環境を保持し、当該システムに関する問合せ等に対し、迅速かつ適切に対応ができる専用フリーダイヤルにて利用可能なサポートデスク等を設置すること。

イ) 業務全般に対する質問に対し、電話及びメールにて対応できること。

ウ) 例規データベースシステムの基本的な機能バージョンアップについては、原則無償で提供すること。

エ) 法制執務のサポートデスク等を置き、例規の規定整備、解釈その他法制執務に関する諸事項に関する疑義の照会、相談事例等に対応できる体制を整えること。

オ) 新たな例規を制定する際の参考事例として、他の自治体等にその先行事例等がある場合は、これらを提供すること。

② システム研修体制等について

ア) システム導入時には、職員を対象にした操作研修会を必要に応じて実施することとし、回数に制限を設けないこと。

イ) システムに関する操作説明書を納品すること。

(6) 例規データベースシステムに付随する拡張システムの構築

◆ 法令情報システム

法令を検索・閲覧することができるシステムで、次の内容を満たすこと。

ア) 20台以上の同時アクセスが可能なこと。

イ) 例規と条項単位での完全リンクが可能であること。

ウ) 例規データベースシステムと同様のインターフェースであって、違和感なく操作できること。

エ) システム内容更新は官報掲載後数日以内の更新を実施していること。例規条文からリンクする法令情報システムも同様とする。

オ) 目次検索機能を有すること。

カ) 五十音索引検索機能を有すること。

キ) 用語検索機能を有すること。

ク) 制定・沿革検索機能を有すること。

ケ) 過去条文及び告示情報の検索・表示機能を有すること。

コ) 法令の制定改廃の履歴を管理しており、施行日単位の履歴が抜け漏れなく登載されており、改正法令の新旧対照表と改め文が登載されていること。

5. 見積対象の範囲及び条件

3. 基本仕様の内容を満たすための費用を見積対象とする。

6. 見積金額の算出方法

見積金額の算出に当たっては、初年度（令和9年1月から3月までの3か月分）及び残り4年9か月間（令和9年4月1日から令和13年12月31日まで）の年度毎の必要経費を算出すること。

7. その他

システム上で構築した「例規データ」部分の著作権は、東大阪市に帰属するものとする。

以上